

生活保護制度の見直し等に関する指定都市市長会要請（案）

指定都市市長会は、平成 20 年のリーマンショックに端を発した急激な景気後退による生活保護受給世帯の大幅な増加や、それに伴う地方自治体の行財政運営の圧迫などを受け、生活保護制度を制度創設以降の社会経済情勢の変化に対応したものに改善するため、平成 22 年 10 月に「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」を行った。

その後、国においては、平成 23 年 12 月の「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」や、平成 25 年 1 月の「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」などを踏まえて検討が進められ、第 183 回通常国会において、生活保護法の一部を改正する法律案と生活困窮者自立支援法案が審議されたが、成立には至らなかった。

生活保護制度の見直しと生活困窮者への社会的経済的な自立に向けた支援は、地方自治体、とりわけ大都市にとっては喫緊の課題であり、これら 2 法案が廃案となったことは誠に遺憾である。

については、国においては、2 法案を早期に成立させるとともに、以下の事項についても実施するよう要請する。

1 生活保護制度の見直しについて

生活保護制度の見直しについては、「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」で引き続き検討を進めるとされた事項のうち、地方自治体にとって重要な課題であるにもかかわらず、十分に検討されているとは認められない事項がある。

（1）貧困ビジネスの規制について

生活保護受給者を主な利用対象者として、住居とともに食事や金銭管理、介護サービスなどを提供し、高額な利用料を徴収するなど、利用者を囲い込み法外な利益を得る、いわゆる「貧困ビジネス」については、刑事事件に発展する事例もあるなど問題化している。

国においては、こうした事業を実施する施設の実態を把握し、善良な事業者を排除することのないよう配慮した上で、貧困ビジネスの規制に向けた法整備を行うこと。

（2）生活保護制度の更なる見直しと地方自治体の意見の反映について

生活保護制度については、貧困ビジネスの規制のほか、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入による医療扶助の更なる適正化や、生活保護費の全額国庫負担などの重要な検討課題が残っている。

国においては、これまでの指定都市市長会の提案等を踏まえ、社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の更なる見直しを進めること。

また、制度の実務に関わる事項の具体化に当たっては、現場をよく知る地方自治体の意見を十分に反映すること。

2 生活困窮者自立支援法等の施行に係る財政措置等について

現在、予算上の措置により全額国庫補助で実施している就労支援事業と住宅支援給付事業は、生活保護受給者の自立促進や離職者が生活保護に至らず自立するための施策として一定の効果を上げている。しかし、生活保護法の一部を改正する法律と生活困窮者自立支援法が成立し、施行されると、これらの事業の国の負担割合が4分の3となり、地方自治体に大きな財政負担が生じることとなる。それに加えて、生活困窮者自立相談支援事業などの実施も、地方自治体にとって新たな負担となる。

については、生活困窮者自立支援法等の施行に当たっては、負担割合の削減に係る激変緩和措置など、国の責任において、十分な財政措置を講じること。

また、これまで生活保護受給者に対して実施してきた、子どもの学習支援などの自立支援プログラム策定実施推進事業等については、生活困窮者自立支援法の施行に関わらず、全額国庫補助を維持すること。

さらに、生活困窮者自立支援法の制度の具体化に当たっては、実施主体である地方自治体の意見を十分に反映すること。

平成25年7月 日
指定都市市長会